



1. 出資者相殺勘定科目における適正な利息

有限会社(GmbH)やその他の資本会社では、会社・出資者間の取り決めが、第三者間の取り決めと同様のものであるかどうか定期的に調査が行われます。この調査の中で出資者に対して不当に高額な給与や賃貸料を支払うことにより、会社の利益を故意に削減していたと認められた場合、不適正な費用については隠れた利益配当が行われたものと見なされます。こちらの隠れた利益配当は、会社にとって法人税並びに事業税の課税所得の増加を意味し、出資者にとっては配当所得として課税されます。

隠れた利益配当は、資産を減少したとみなされる場合のみではなく、資産の増加を故意に回避したとみなされる場合にも認識されます(例: 会社が出資者に対して低額で商品を提供し、利益の増加を回避する等)。

出資者が個人目的で会社のお金を使用する場合、通常相殺勘定科目を設け管理します。その相殺勘定科目の残高がプラス、つまり会社が出資者に対して貸付を行っていると判断される場合、適正な利息をつけなければなりません。無利息または不適正な低金利での貸付は、隠れた利益配当が行われたと認識される可能性があります。

連邦財務裁判所は現在、預金金利と貸方金利の中間値を適正な金利とみなしているため、それを出資者相殺勘定科目の適正金利として考慮すれば、隠れた利益配当の認識を避けることが可能です。

2. 無償で提供されている住居における技術的サービス

リノベーション、維持、リフォームに関する技術的サービスを利用する場合、特定の前提条件のもと費用の20%(最大1,200ユーロ)を所得税から控除することで減税が可能です(所得税法第35a条第3項)。減税の前提条件として、その技術的サービスは納税義務者の家計内で行われていなければなりません。

最新の判例で連邦財務省は、「家計内」という定義において納税義務者が(例として所有者や借主として)使用权を持つ必要があるか否かという点について見解を明らかにしました。裁判所の見解によれば、納税者が実際に家計を持っている以上、納税義務者の使用权は法律上求められません。よって納税義務者は無償で提供された場所でも家計を持つと認められます。

また同じく連邦財務省によれば、上記の見解は納税義務者が第三者に対して技術的サービスの費用負担を義務付けている場合にも適用されます。

争点となった判例では、母親の所有する家の屋根裏部屋を無償で利用していた息子が、自身の費用で屋根の葺き替えを行い、これにかかった技術的費用を自身の所得税確定申告で減税対象として申告しました。

3. 中小企業における投資控除の投資期間に関する注意点

事業者、自営業者、フリーランサーなどがリースや(ほぼ)業務上のみで使用される事業資産を取得する場合、通常の減価償却に加えて、最初の5年間で費用の20%まで特別減価償却を行うことが可能です。年度末までに取得した資産であれば、1年分の特別減価償却の全額が適用され、月割を行う必要はありません。

投資を計画している場合、実際にその会計年度で投資を行っていない場合でも、予想される取得金額(上限20万ユーロ)の50%までを費用として考慮でき、その会計年度の利益を減らすことができます。特別減価償却については、実際に投資を行った会計年度に追加で適用されます。

投資控除を適用するためには一定期間内に投資を行うことが前提条件となっており、期間内に投資を行わなかった場合、控除した費用を遡及して利益に加算しなければなりません。この期間は通常3年でしたが、コロナ経

投資控除額を適用した年	期間	期限
2017年	6年	2023年末
2018年	5年	2023年末
2019年	4年	2023年末
2020年	3年	2023年末

済対策の枠内で何度か延長されており、現在は以下の通りとなっています。

仮に2017年から2020年の間に投資控除を適用している場合、計画していた投資は2023年12月31日までに行わなければならないことにご留意ください。投資が期限内に行われれば、税務上の利益を引き続き維持することが可能です。

なお実際に投資を行ったと判断されるのは、取得日、つまり資産の引き渡しのタイミングです。これは購入者である事業者が所有権を獲得した日であり、単に物品を注文しただけでは不十分となります。

4. 家庭内サービス費用による税額控除

プライベートの家庭内や庭において清掃や手入れが必要となる場合、これにかかる費用の20%(年間最大4,000ユーロ)は税額控除の対象となります。前提条件は請求書があることと、支払いがサービス提供者の銀行口座へ振り込まれていることです。また、対象となるのはサービス費用であり、資材等にかかる材料費は対象なりません。

この税額控除は原則として、住居の所有者だけでなくその物件の借主も利用可能です。その際、支払ったサービス費用や共益費が減税対象となる家庭内サービスの一部であることが前提条件となります。また、借主にかけた費用の割合は年間請求書から算出され、賃貸主や管理人からの書面によって証明可能でなければなりません。

連邦財務裁判所は、住居の借主が家庭内サービス契約を自ら結ばなかった場合であっても、税額控除は認められるとの見解を示しています。裁判所の見解によれば、減税の根拠は家庭内サービスによって借主が利便性を得ていることのみで十分であるとされています。争点となった判例では住居所有者の一人が雪かきや庭の手入れといった清掃サービスを行い、その費用が住居所有者から共同所有権を持つ(清掃を行った)所有者へと支払われましたが、この判例でも税額控除は認められています。

連邦財務裁判所はこのような場合、法律上定められている請求書の代わりに共益費の明細書や税務当局が認めるサンプルの証明書も証憑として利用可能であるとしています。これは家庭内サービスが住居の共同所有者や管理人によって行われる場合にも該当します。

5. 経済成長法草案

連邦財務省はこのたび経済成長法草案を提出しました。これに規定されている主な措置は以下のとおりです。

- 立法後、1万ユーロから2億ユーロの気候保護に関する特定の投資を業務上行った場合、費用の15%を投資ボーナスとする気候保護投資推進法の導入
- 研究助成金の改善
- 従来は売上60万ユーロもしくは収益6万ユーロと規定されていた記帳義務の最低限度額を、売上80万ユーロもしくは収益8万ユーロまで引き上げ
- 顧客への贈答品の控除限度額を35ユーロから50ユーロへ引き上げ
- 少額資産限度額を800ユーロから1,000ユーロへ引き上げ
- 少額資産のいわゆるプール償却限度額を1,000ユーロから5,000ユーロへ引き上げ
- 所得税法第7g条5項に規定されている特別償却額を、投資費用の20%から50%へ引き上げ
- 国内旅費手当を14ユーロおよび28ユーロから15ユーロおよび30ユーロへそれぞれ引き上げ
- 社内イベントにかかる費用の非課税枠が従業員一人あたり110ユーロから150ユーロへ引き上げ
- 賃貸所得における年間1,000ユーロの非課税枠の導入
- プライベートでの資産売却益の非課税枠を600ユーロから1,000ユーロへ引き上げ
- 年金課税額の調整 - 課税額の引き上げおよび年金非課税額および老齢控除額の引き下げが2023年から延長され、これらの利点を年金受給開始2058年からに設定（従来は2040年）
- 賃金税課税における五分法の撤廃 - 五分法は今後所得税確定申告の枠内で申請
- 所得税および法人税における損失控除の改善 - 損失繰り戻し期間を1年延長、2023年までと規定されていた1千万もしくは2千万ユーロの繰り戻し限度額を2027年まで延長、2027年まで事業税を含む繰越損失限度額を撤廃
- VAT申告提出義務最低限度額を1,000ユーロから2,000ユーロへ引き上げ
- 売上税法における現金主義を基準とした課税法（いわゆるIst課税法）の適用限度額を60万ユーロから80万ユーロへ引き上げ



ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH

Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130
E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de
Web: <https://wedding-partner.de/japan-desk/>